

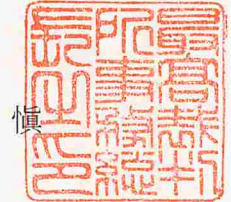
最高裁秘書第1543号

令和3年5月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和2年12月1日付け（同月3日受付，第020730号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所裁判官が退官した後，どのような手続を取れば，行政文書又は司法行政文書の開示手続で開示されない情報を，自らが著者となる市販の書籍に記載できるかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。